

ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか 3

日時	2025 年 3 月 19 日（水）12:00-13:00
会場	Zoom ウェビナー
主催	東京大学国際高等研究所東京カレッジ 東京大学未来ビジョン研究センター 東京大学次世代知能科学研究センター
後援	日本 AI セーフティ・インスティテュート 大阪大学 社会技術共創研究センター 日本ディープラーニング協会

はじめに

EU の AI 法（AI Act）は、2024 年 5 月に成立し、2024 年 8 月 1 日に発効した、世界初の AI に関する包括的な規制法である¹。AI 法の規定は 2030 年 12 月 31 日までに段階的に適用が開始され、日本の企業や組織もこの影響を受ける可能性がある。

東京大学では、2024 年 12 月 11 日にウェビナーイベント「ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか」²を開催し、EU-AI 法に加え、その AI 法に関連して策定作業が進められている汎用目的 AI に関する行動規範（Code of Practice。以下「CoP」）の第一草案について、専門家が解説・議論を行った。翌年 2025 年 1 月 15 日には、第二回目³が開催され、第二草案の解説・議論を行った。そして第三回となる今回のイベントでは、CoP の最後となる第三草案が 3 月に公表された⁴ことを受け、そちらに関する解説と、日本企業が特に留意すべき重要なポイントについての概説、そしてさらなる議論が行われた。

本レポートでは、当日の様子を簡単に紹介するとともに、視聴者から寄せられた質問とそれに対する登壇者の回答を改めて整理して示すこととする。

¹ AI 法は、EU 法における規則（regulation）であり、加盟国に直接適用される。

² 第一回イベント: https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ailec_event/13586/

³ 第二回イベント: https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ailec_event/13797/

⁴ CoP 第三草案: <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/third-draft-general-purpose-ai-code-practice-published-written-independent-experts>

1. 当日の様子

開会のあいさつ

はじめに、飯田陽一・総務省国際戦略局情報通信国際戦略特別交渉官から開会の挨拶があった。

飯田氏は、AI のガバナンスに関する国際情勢が急速に変化していることに言及し、特に米中の対立の激化や EU 内での規制に対する意見の分裂を指摘した。そのうえで、今回草案された CoP (Community of Practice) は日本にとって重要なチャンスであり、過剰な規制にはならないことを積極的に発信することが重要であると述べた。

また、中国や第三の勢力が影響力を増す中で、日本の立場を明確にし、一貫した姿勢を持つことの重要性を強調した。最後に、今回のイベントにおいて CoP に関する議論を深め、今後の対応に役立てることを期待するとのコメントで締めくくった。



飯田氏

論点提供：CoP 第三草案の概要と日本企業が留意すべき対応の要点

工藤郁子・大阪大学社会技術共創研究センター特任准教授⁵は、過去のイベントの振り返りを含めつつ、EU AI 法の概要と日本企業への影響について改めて解説した。まず、AI 法は GDPR (General Data Protection Regulation, EU 一般データ保護規則) に比べると「ブリュッセル効果」は限定的とのイベント第 1 回での議論を紹介した。そして、EU の国際競争力の強化を重視する「ドラギレポート」の提言に基づいて、現在、欧州委員会が AI 規制の簡素化を検討していることに触れつつ、AI 法は発効済みであるため大きな方針変更はできないとも強調した。

そして、CoP など汎用目的 AI (GPAI: general-purpose AI) モデルに対する規律が、日本企業にも影響を及ぼす可能性がある点を改めて確認した。とりわけ、ファインチューニングを行う企業や AI 開発を受託する日本企業も、規律の対象になりうることや、ガイドラインに沿った対応が求められることを強調

⁵ 講演資料: https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/blog/wp-content/uploads/2025/02/20250319R_merged-1.pdf#page=3

した。

加えて、工藤特任准教授は、CoP 第三草案の公開が約 3 週間遅れた背景には、AI 規制の簡素化をめぐる混乱があるのではないかと指摘した。そして、今回の草案では、コミットメントの数が 21 から 18 に統廃合され、KPIs が削除されたと説明した。また、透明性（Transparency）向上と事業者の負担軽減の施策として、開示情報の雛形である「Model Documentation Form」が導入されたこと、PDF の文書だけでなく「interactive website」も公開されたことにも触れた。

最後に、全体として CoP の構成が整理され可読性や一貫性は向上したことを指摘しつつ、日本企業においても引き続き対応が求められると結論付けた。

次に、中央大学の実積寿也教授⁶は、EU AI 法の透明性に関する規定について解説した。この規定では、GPAI モデル提供者に対して学習データの要約公開や技術文書の作成義務が課されることが述べられた。ただし、オープンソースモデルや企業秘密に関する情報は例外とされる。また、システミックリスクを有する AI モデルには追加の規制が適用されることも説明された。

さらに、実積教授は、2025 年 1 月 29 日に有識者の協力を得て行われた意見提出についても触れた。その中で、学習データの開示やデータ処理に関する意見が提出されたが、パブコメ対象であった原案の書きぶりが具体的ではなかったため、詳細なコメント提出は難しかったと述べた。しかし、3 月 12 日付で公表された再提案はかなり良い形にまとまっていると評価している。

最後に、実積教授は、再提案の内容はホームページで公開されており、AI オフィス（AIO）、各国官庁（NCA）、下流事業者（DP）向けにもとめられる情報開示の内容についてのチェックリストが設けられていることを紹介。また、視聴者に対し、現在も意見募集が続いているので、可能であれば意見提出をお願いしたいことを伝えた。

続いて、根本宗記・日本電信電話株式会社 技術企画部門 AI ガバナンス室室長⁷は、NTT グループの AI リスク対応について説明を行った。根本室長は、AI リスクの定義をグローバルで統一し、リスクベースアプローチで段階的な評価を実施していることを明らかにした。また、AI ガバナンスは、ルール、事例、専門家による三位一体の運用が進められており、国際的な連携の強化も重要な取り組みとして挙げた。

さらに、根本室長は、EU AI 法への対応として、AI モデル開発者や追加学習者に対する条件抽出の方針を確認したと述べた。NTT グループ内で該当するベースモデルは少ないため、リスク対応は適切にコントロールできると強調した。

また、第三草案においては、追加学習やサービス提供者の責務、国際整合性についての記載が確認できなかったことを指摘した一方で、海賊版サイトへの対応については慎重に扱うべきだと述べた。

⁶ 講演資料: https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/blog/wp-content/uploads/2025/02/20250319R_merged-1.pdf#page=25

⁷ 講演資料: https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/blog/wp-content/uploads/2025/02/20250319R_merged-1.pdf#page=44

AI リスクマネジメントにおいては、リスクを段階的に評価し、役割ごとの運用が効果的であるとし、今後、日本国内および国際的な共通認識の形成が重要だと考えていると結論付けた。また、NTT グループは、AI ガバナンス関連の情報をトップページに追加したことを報告し⁸、今後は AI テクノロジーやイノベーションに関する情報も発信していく予定であると述べた。

パネルディスカッションと Q&A

パネルディスカッションでは、前述の論点提供を行った 3 名に、村上明子・日本 AI セーフティ・インスティテュート (AISI) 所長が加わり、江間有沙・東京大学准教授の司会で、議論が交わされた。

パネルディスカッションに先駆けて、まず村上所長より、3 名の論点提供を受けての現状に対する所感を述べた。村上所長は、AISI の設立から 1 年が経過したことに触れ、また、EU が規制を通じて自国のイノベーションを主導しようとする動きが強いことを強調した。加えて、イギリスの AISI(現・AI セキュリティ・インスティテュート、2 月まで AI セーフティ・インスティテュート) がセキュリティに特化する方向に舵を切ったことも、規制の緩和へ世界が向かう兆しとして考えられると述べた。

さらに、村上所長は、パネルディスカッションおよび Q&A セッションを通じて、視聴者が自分のビジネスや環境に即して考え、自分ごととして他国の規制に関しても考えることの重要性を強調した。

続いて、Q&A セッションに移る前に、江間准教授から論点提供を行った 3 名に対し、視聴者からどのような意見・コメントを募りたいかについて質問があった。

これに対して、工藤特任准教授は、中小企業向けの規制緩和が必要かどうかなど、日本企業のビジネスにどのような影響があるのか、実利に基づいた具体的な意見を聞きたいと述べた。

実積教授は、具体的な提案を求めるとともに、特に著作権に関する規制について触れ、前回のパブコメにおいて著作権侵害の発生を防止するためには、(第二草案で記述されていた) 中小企業への規制緩和措置を削除する必要があるという意見が寄せられたことに驚いたと話した。学者の立場では見落としがちな部分に対する意見を求めていると述べた。

根本室長は、追加学習とオープンソースソフトウェア (OSS) に関する規制が企業に与える影響に注目していると述べ、視聴者が実際に影響を受ける可能性のある領域について具体的なコメントや意見を求めた。

その後、パネリストと司会者は、いくつかの寄せられた質問に答えた (ここでの議論の内容については、最後の [Q&A](#) を参照されたい)。

Q&A セッションの終わりには、今後 EU AI 法を追い掛けていくうえで気をつけることについて、村上所長からコメントがあった。

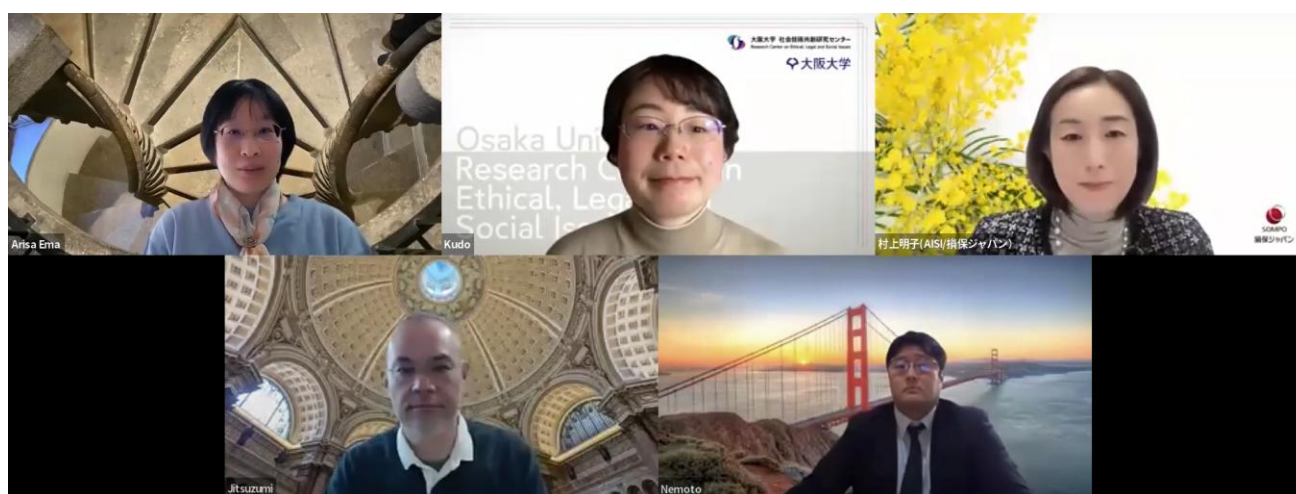
村上所長は、今回を含めた三回のイベントを通じて、参加者からの質問がより具体的で実践的な内容に変化したことは、参加者が真剣に考えて進んでいる証拠であり非常に喜ばしいことであると述べた。特に、単なる定義に関する質問ではなく、実際の課題についての質問が増えた点は良い傾向だと評価して

⁸ AI ガバナンス: <https://group.ntt.jp/group/ai/>

いる。さらに、EU AI Office の規制が企業に実際に適用される際には、企業側が自分ごととして捉えることが重要であると強調した。村上所長は、AI のイノベーションを止めるための規制ではなく、EU 経済圏がイノベーションのイニシアチブを取るための措置だと繰り返し強調した。

また、日本はルールを作るのが苦手である一方で、規制に従うことには長けているという課題があることに触れ、日本の変化を期待していると述べ、今後も情報を収集し積極的に対応するよう参加者に呼びかけた。

その後、江間准教授から、今回のイベントに参加した方々や後日動画を視聴する方々に向けて、日本がルールメイキングに関わることが重要であるとの強調があった。そして、東京大学として今後もこのテーマを追い続ける意向を示した。最後に、参加者および登壇者に感謝の意を述べたうえで、引き続きの協力を呼びかけ、本イベントは幕を閉じた。



(上段左から) 江間准教授、工藤特任准教授、村上所長
(下段左から) 実積教授、根本室長

2. Q&A

以下では、視聴者から寄せられた質問とそれに対する登壇者の回答を、改めて整理して示す（なお、質問は一部を選び、適宜編集を行った）。

—— AI 法/CoP で、オープンソースモデルに関する明確な定義はあるか？

工藤特任准教授：

CoP の第三草案の glossary には次のように記載されている。

fully open(-source)

follows the definition of 'fully open' in the 2025 International AI Safety report ("open source models for which weights, full code, training data, and other documentation (e.g. about the model's training process) are made publicly available, without restrictions on modification, use and sharing")⁹

なお、オープンウェイトに関しては以下のような記載がある。

open-weight

models for which the weights are made publicly available for download by the Signatory. This matches 'open-weight' in the 2025 International AI Safety Report.

—— 世界と比較して、EU-AI 法が日本企業に与える特有のリスクはあるか？また、影響が大きい業界はあるか？

実積教授：

日本企業が AI モデルを活用する際、他社によってすでに開発された大規模言語モデルを基に、自社のデータでファインチューニングを行い、最適化されたモデルを使用するケースが多い。このような形でモデルを利用している場合、一見すると今回の CoP の議論とは関係がないように思われがちである。しかし、実際にはこのようなケースにも適用される。加えて、現行の CoP 案では、下流事業者（DP）に関する情報提供も求めることが提案されている。そのため、「自社は AI モデルそのものを開発しているわけではなく、ファインチューニングを行っているだけである」「利用も国内に限られている」という理由で、CoP の議論を無関係と見なして静観する姿勢は適切ではない。

ゆえに、今回のパブリックコメントにおいては、特定の業界に限定されるものではなく、AI に少しでも関わる可能性のある全ての関係者が関心を持つべきであり、広く注目されることが望ましい。

工藤特任准教授：

基本的には、システミックリスクを伴うタイプの汎用目的 AI（GPAI）モデルを開発している企業は、世界的に見て 5～15 社程度とされており、極めて少数であるとの認識が WG の座長たちから示されている。そして、この 5～15 社の中に日本企業が含まれているかという点については、現時点では、幸か不幸か、懐疑的に見られているのが実情である。

ただし、先ほど実積教授からも指摘があったとおり、影響はモデルの直接的な開発者にとどまらない。

⁹ CoP 第三草案 glossary: <https://code-of-practice.ai/?section=safety-security#safety-and-security-section-glossary>

基盤モデルをファインチューニングして利用する事業者や、AI 開発を受託している企業など、間接的に関与するプレイヤーにも影響が及ぶ可能性がある。この点については改めて確認しておきたい。

また、対象となる業界に関しても注意が必要である。今回の透明性要件ではテキストのみならず、画像や動画といった非テキストデータも対象に含まれている。つまり、私たちが一般的に「生成 AI」と聞いて思い浮かべるような分野に限らず、より広範な領域に関わってくる可能性がある。たとえば、物理空間をシミュレーションするような「世界モデル」のように、用途によっては汎用性を持つ AI も該当し得る。現時点では必ずしも直ちに規制対象とはならないかもしれないが、今後の動向次第では関与の可能性が出てくるため、注意が必要である。そのため、製造業や IoT 分野に関わる関係者も、この問題に関心を持っておくべきであると考ええる。

根本室長：

今回、2025 年 8 月 2 日に施行されるのは、GPA モデルに対する規定である。そのため、産業界全体の動向というよりも、モデルそのものに関する規制が中心であると考えられる。

なお、AI 規制においては、禁止レベルや高リスクといった「ユースケース（用途）単位」の規制も存在しており、これらは 2025 年 2 月および 2026 年 8 月に段階的に施行される予定である。

いくつか論点はあるものの、特に注意を払うべきであり、かつ最も影響が大きいと考えられるのは、公的機関に関する規定である。多くの条文や指針において、政府や公共機関による AI の利用に関しては特に厳格な条件が課されている。そのため、行政機関による AI 活用が最も厳しく規制される領域になる可能性が高いという印象を受けている。

—— 根本室長の説明で、規制対象外となる点に「NDA の範囲内」とあったが、現実的には NDA で多くをカバーすることも可能である。そのため、結果的には「多くが規制対象外となり得る」との理解で合っているか？

根本室長：

この点については、企業秘密と透明性のバランス、いわばせめぎ合いのような状況であると認識している。実際に制度が動き始めてから、具体的な事例を通じて、線引きが徐々に明らかになっていくものと思われる。したがって、現段階では「企業秘密である」と主張すればすべてが規制対象外になるというわけではなく、実際の運用を通じてその妥当性が検証されていくことになると考えられる。

—— 小型オープンソースモデルを社内利用目的でローカルにファインチューニングする場合も規制の対象になるか？

実積教授：

オープンソースの AI モデルであり、かつシステミックリスクを引き起こさないものであれば、原則として規制の対象外となる。そのため、どの程度のファインチューニングを、どのような目的で行うかに依存する部分はあるものの、多くの場合において過度に懸念する必要はないと考えられる。

ただし、あるモデルがシステミックリスクに該当するか否かについては、最終的に EU AI Office による判断に委ねられる。そのため、同オフィスの解釈や方針次第では、想定外のケースが規制対象とされる可能性もある点には留意が必要である。

—— 「最終的には EU AI Office の判断」との発言があったが、この部分の解釈について、以下のどちら

が正しいか？

(あ) パブコメ・議論の結果、CoP (やガイドライン) にどのように反映・記載するのかは、最終的には EU AI Office の判断となる

(い) CoP (やガイドライン) がどうあれ、最終的な該非判定は EU AI Office の判断となる。EU AI Office は AI 法について裁判所のような司法権を持つ

実積教授・工藤特任准教授：

AI Office が公表するガイドラインは、行政執行機関による政府解釈を示すものであり、法令の最終的な解釈権限は裁判所にあるという原則が維持されている。このような構造は、日本における行政と司法の関係と共通している。日本でも、政府がガイドライン等を策定するにあたって、審議会など有識者会合を主催して知見を集めることが行われているが、EU AI 法の CoP 策定過程においても同様の枠組みがグローバル規模で展開されていると整理できる。

—— 「化学兵器、生物兵器開発を容易に」について、実際には通常、特に医学薬学分野の科学目的利用に過度の規制とならないか懸念がある（例えば、有機合成法はサリンの合成に使い、遺伝子組換え技術は生物兵器に転用できる）

工藤特任准教授：

今回の EU AI 法においては、市場投入前の研究開発やプロトタイプ活動を目的として使用される AI モデルについては、原則として適用対象外とされている。この点については、まず一つの安心材料であるといえる。

しかしながら、仮に開発が順調に進み、技術的な検討を経て製品化・サービス化の段階に至った場合には、そこで初めて規制が適用されることとなる。この「研究段階から商用段階への移行（トランジション）」の際に、一気に重い義務が課される可能性があるため、その対応には十分な準備と注意が求められる。

—— 「前回のコメント提出で意見が予想より多く反映されていて驚いた」とあったが、第三草案にもコメントは反映されていたか？

根本室長：

ファインチューニングに関する規定については、関係各所において検討が進んでおり、全体として大きな進展が見られる状況である。また、中小企業に対する規制緩和の方向性についても、文言が以前とはかなり異なっており、表現の面での修正がなされている。

これらの変化から判断するに、われわれが提出したコメントや意見が一定程度反映されているという手応えは、引き続き感じられるところである。

参考リンク集

1. 今回のイベント関連

[CoP 第三草案（英語）](#)

[【講演資料】ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか 3](#)

[【動画】ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか 3](#)

2. 過去のイベント関連

[【実施報告】ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか 2](#)

[【講演資料】ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか 2](#)

[【動画】ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか 2](#)

[【実施報告】ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか](#)

[【講演資料】ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか](#)

[【動画】ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか](#)

開催報告作成協力：狩野愛歌